

1. 平成29年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成29年9月8日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議選挙第1号 副議長の選挙について
- 日程4 議案第84号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第85号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第86号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第87号 平成28年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程8 議案第88号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程9 議案第89号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程10 議案第90号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程11 議案第91号 平成28年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程12 議案第92号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程13 議案第93号 平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程14 議案第94号 平成28年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程15 議案第95号 平成28年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程16 議案第96号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程17 議案第97号 平成28年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程18 議案第98号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程19 議案第99号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程20 議案第100号 平成28年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程21 議案第101号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程22 議案第102号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程23 議案第103号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程24 議案第104号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程25 議案第105号 平成28年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程26 議案第106号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程27 議案第107号 平成28年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程28 議案第108号 平成28年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程29 議案第109号 平成28年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程30 議案第110号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程31 議案第111号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程32 議案第112号 平成29年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程33 議案第113号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程34 議案第114号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程35 議案第115号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程36 議案第116号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程37 議案第117号 物品売買契約の締結について（国保和良診療所 X線テレビシステム更新事業）
- 日程38 議案第118号 市道路線の廃止について
- 日程39 議案第119号 市道路線の認定について
- 日程40 議 発 第 3 号 議員派遣について
- 日程41 報 告 第 8 号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程42 報 告 第 9 号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程43 報 告 第 10号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程44 報 告 第 11号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程45 報 告 第 12号 株式会社イーグルの経営状況の報告について
- 日程46 報 告 第 13号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程47 報 告 第 14号 平成28年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程48 報 告 第 15号 専決処分の報告について
- 日程49 議報告第7号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程50 議報告第8号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1 番	三 島 一 貴	2 番	森 藤 文 男
3 番	原 喜与美	4 番	野 田 勝 彦

5 番 山 川 直 保
 7 番 森 喜 人
 9 番 兼 山 悌 孝
 11 番 古 川 文 雄
 14 番 武 藤 忠 樹
 16 番 渡 辺 友 三
 18 番 美谷添 生

6 番 田 中 康 久
 8 番 田 代 はつ江
 10 番 山 田 忠 平
 13 番 上 田 謙 市
 15 番 尾 村 忠 雄
 17 番 清 水 敏 夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

12 番 清 水 正 照

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 日 置 敏 明
 教 育 長 石 田 誠
 市長公室長 三 島 哲 也
 健康福祉部長 丸 茂 紀 子
 農林水産部長 下 平 典 良
 建 設 部 長 尾 藤 康 春
 教 育 次 長 細 川 竜 弥
 消 防 長 桑 原 正 明

 国保白鳥病院
 事 務 局 長 藤 代 求

副 市 長 青 木 修
 理事兼総務部長 田 中 義 久
 市長公室付部長 置 田 優 一
 郡上偕楽園長 清 水 宗 人
 商工観光部長 福 手 均
 環境水道部長 平 澤 克 典
 会 計 管 理 者 乾 松 幸
 郡上市民病院
 事 務 局 長 古 田 年 久
 代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長 岡 文 男

 議会事務局
 議会総務課主査 武 藤 淳

議会事務局
 議会総務課
 課 長 補 佐 加 藤 光 俊

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員の皆様方には大変御多用なところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成29年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、12番 清水正照君であります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、1番 三島一貴君、2番 森藤文男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺友三君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る9月1日の議会運営委員会において協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日9月8日から10月2日までの25日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月8日から10月2日までの25日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しのほどをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（渡辺友三君） それでは、ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。ことしも天候不順の中にも暑い夏ではありましたが、9月に入りまして、日ごとに秋らしくなってきました。

平成29年第3回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明を申し述べます。

本日、平成29年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

提案説明に入ります前に、議会の皆様方並びにこの場をおかりいたしまして市民の皆様には6月定例会の会期末及び閉会以降の市政の動きなどにつきまして、数件の報告をさせていただきます。

まず1点目でありますけれども、老朽化等に伴う施設の整備についてであります。

去る6月21日水曜日、白鳥町長滝におきまして、市の事業であります道の駅白鳥と県の事業であります清流長良川あゆパークの合同起工式をとり行いました。

道の駅白鳥は、平成6年3月31日に、当時の建設省から「道の駅」としての登録証の交付を受けて以来、道路利用者に交通情報や休息の場を提供するとともに、当地の誇る白山の自然、歴史、文化及び観光情報の発信や特産品の販売をするなど、多くの皆様に御利用いただいております。しかしながら、建物は築約25年を経過いたしまして施設の老朽化が課題となっております。

そんな折、道の駅白鳥の敷地内に伝統漁法や漁業文化を継承する情報発信の拠点であります清流長良川あゆパークを岐阜県が建設するに当たりまして、道の駅白鳥並びに清流長良川あゆパークを一体的に捉え、施設整備を行う運びとなりました。完成は両施設とも今年度末を目途としておりまして、来春よりは地元農産物や特産品の販売拡大、市内の農水産物等を利用した加工食材等の提供を行うとともに、世界農業遺産にも登録された「清流長良川の鮎」を初め、郡上市の魅力を発信するよう、両施設の機能が相乗的に発揮されることを期待いたしております。

また、その翌週の6月26日月曜日には、郡上市商工会館跡地におきまして（仮称）郡上市産業振興拠点施設の起工式をとり行いました。

目まぐるしく変化する社会、経済情勢の中、市内の事業者等が抱える課題は多様化しております。郡上市商工振興ビジョンに掲げる中間支援組織設立構想では、市内の経済団体、産業支援機関等が連携を強化いたしまして、個々の事業者等が抱えるさまざまな課題解決の支援をすることを目的といたしております。

今般、老朽化等による郡上市商工会館の建てかえにあわせまして、産業経済関係団体、支援機関等を一つの建物に集約し、連携をとりながら、産業振興活動、施策を推進するための施設として、この拠点施設が建設されるものであります。

施設内には、構想で掲げました中間支援組織といたしまして（仮称）郡上市産業振興支援センターを設置いたしまして、市内事業者はもとより、郡上市を訪れる移住希望者や観光客の皆様の御要望にワンストップで応えることで地域産業の振興、地方創生を推し進めてまいります。

施設の完成は、今年度末を予定しております。

2点目でありますけれども、地域資源を生かした移住・定住促進への取り組みであります。

都市部の若者を郡上市に呼び込み、移住と新規事業につなげるためのプロジェクトであります郡上カンパニーというプロジェクトが来春の立ち上げに向けまして、7月6日に本格始動をいたしました。

起業意識——業を起こすという意味の起業ですが、起業意識の高い都市部の若者約10人を受け入れまして、約3年をかけて地域資源を生かした新事業を立ち上げようとするものであり、事業内容は市民及び市内事業者の皆さんからの提案に基づきます。市民主催によるアイデア会議の開催や、都市部の若者と一緒に練り上げるワークショップ等を踏まえ、本年末を目途に事業を絞り込み、プロジェクトに参加する都市部の若者と、市内でプロジェクトを一緒になって実践する市民または事業者を選定する予定であります。郡上らしい働き方を実践形式で学びながら、新たな雇用を創出する視点の取り組みであり、郡上の未来を担う人材を育成、獲得しながら、戦略的に移住・定住の促進につなげるよう取り組んでまいります。

3点目は、新たな日本一の記録更新という話題でございますけれども。

4車線化の工事が進んでおります東海北陸自動車道におきまして、鷺見橋の第2期線の橋脚工事が完成をいたしまして、これまでの第1期線の橋脚高118メートルを抜いて、その高さ125メートルとなりまして、日本一の記録を同じ橋で更新をすることとなりました。

7月9日日曜日の完成式典では、小中学生によるタイムカプセルを橋桁に保管するセレモニーが行われましたほか、工事用エレベーターで地上133メートルの地点まで上る見学会も催されました。私も、地元の皆さん方と体験をいたしましたが、その高さに驚嘆すると同時に、工事関係者の皆さん方の技術力の高さとその御労苦に改めて敬意の念を抱いた次第であります。

白鳥インターチェンジと飛騨清見インターチェンジ区間の4車線化工事は、平成30年度末の完成に向けて進められておりますけれども、日本海側と太平洋側を結ぶ中部圏の大動脈として、地域の産業、経済、文化等をつなぐ役割はますます大きく、地域の発展に大いに期待を寄せるものであります。

4点目は、「観光立市郡上」推進のために、観光塾事業の第二弾として行いましたスイス・ツェルマットの視察研修についてであります。

去る7月1日土曜日から6日木曜日までの6日間の日程で、団長の私を含めまして6名で行ってまいりました。これは、5月11日木曜日にツェルマット在住の山田桂一郎さんを講師として行った講演会を踏まえ、先進的な観光政策を展開しているツェルマットの実情を現地において視察し、いろいろなことを学ぼうという目的で行ったものであります。やはり、現地を見るということは大切なことであり、「観光立市郡上」を進めていく上で大きな示唆を得ることができたと思っております。

その詳細な内容につきましては、視察報告書によって報告をいたしますが、これからの郡上市に

おける取り組みに生かしてまいりたいというふうに考えております。

5点目は、海外誘客（インバウンド推准）への取り組み等についてであります。

7月20日木曜日から22日土曜日にかけて、岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会主催による観光プロモーション事業として香港を訪問してまいりました。岐阜市、下呂市、郡上市の三市が連携をして、香港からの訪日観光客の促進に向けて行ったものであります。3市長及び担当部局の職員ら総勢10人が在香港日本国総領事館あるいは香港の香港貿易発展局、そして日本政府観光局や旅行会社等を訪問いたしまして、観光客の勧誘や意見交換等を行いました。また、ちょうど香港ブックフェアという書籍の大見本市が開かれておりましたが、そこへ行きまして、そのステージイベントに出演し、3市それぞれの魅力を宣伝してまいりました。

香港は、御承知のとおり、郡上市とほぼ同じ面積の区域に約730万人の人が住んでいるというところでございまして、所得水準も高く、大変活気に満ちた地域でございました。平成28年の香港から郡上市への外国人宿泊客数は約3,200人に上りまして、台湾、韓国等を抑えて、郡上市では第1位の宿泊客ということになっております。今後も旅行客の増大が期待をでき、この地域ならではの観光戦略を図っていききたいというふうに考えております。

また、アジア地域に続きまして欧米地域からの訪日観光客の誘致等もこれからの大きな課題であります。岐阜県が今取り組んでおります飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクトの一環といたしまして、経済観光推進に向けたフランスへの知事訪問団の一部行程に同行するため、9月1日金曜日から5日火曜日にかけて出張をしてまいりました。

岐阜県では、2014年にフランスのアルザス地方のオ＝ラン県という県と経済観光推進に関する協力覚書を締結しておりまして、以来、国際観光展への出展、あるいは地酒や飛騨牛等の県産品PRや誘客活動を行っております。

今回の訪問は、このオ＝ラン県にありますカイゼルスベルグというまちでございすけれども、このまちが日本の同等都市との交流を希望されていることに伴いまして、そのまちの景観が似通う郡上市が適当ではないかと判断された岐阜県の打診を受けまして、知事訪問団に同行したものでございます。

このカイゼルスベルグというまちは、ノーベル平和賞を受賞いたしましたシュヴァイツァー博士の生家があることでも有名でありますけれども、高台には古い城が建っておりまして、まちの中には川が流れている。そして、その川から導水した用水には洗い場があると。昔、物を洗ったという洗い場があるというようなことで、郡上八幡のまちと大変共通点のある、とても趣のある美しいまちでございました。

また、2017年、こととしてですけれども、ことし、フランス人が選ぶ最も好きなまちに選ばれるというほど大変人気が高く、観光客も今後急増が見込まれるということでありました。

向こうへ参りまして、いろいろな関係者とお会いをしまいましたが、今後、両者の協議を行い、フランスにおける郡上市の情報発信または訪日観光客の誘致など、このまちとの連携を通じた経済観光推進の取り組みに向け、いろいろな検討をしていきたいというふうに考えております。

最後に6点目でありますけれども、今シーズンの郡上おどり、白鳥おどりについてであります。

郡上の夏の風物詩として7月の初旬から行われてまいりました白鳥おどりは、去る8月26日の土曜日に、そして郡上おどりは先週末の9月2日土曜日に、それぞれおどり納めを迎えました。あと残すところは、9月15日金曜日に行われます郡上おどりの昔をどりのタベ、あるいは9月23日土曜日に行われます白鳥おどりの変装踊りコンクール、そして翌日、9月24日日曜日に行われます白鳥の拝殿踊りというふうになっておりますけれども、本年の郡上の踊りのおおむねが無事終了しましたことを皆様とともに喜びたいと思います。

また、6月の浴衣議会の折にもお話をいたしました但、明日、9月9日土曜日には白山開山1300年祭の事業等の一環として、日本三大盆踊りin郡上が郡上市総合スポーツセンターと郡上八幡旧庁舎記念館前において開催をされます。徳島県徳島市の阿波おどり、そして秋田県羽後町の西馬音内盆踊りをお招きいたしまして、郡上おどり、そして白鳥おどり、白鳥の拝殿踊りを加えての共演披露ということになります。

白山開山1300年祭事業につきましては、7月29日土曜日の白山夢幻奏コンサートを初めといたしまして、各種催事の実行委員会の皆さんの御尽力によりまして、現在、滞りなく進んできておりますけれども、日本一のおどりのまちの今シーズンの締めくくりとして、日本三大盆踊りin郡上に多くの皆様のご参加をお願いしているところでございます。

なお、最後になりましたが、ことしも長い踊りの期間を支えていただきました郡上おどり保存会、白鳥おどり保存会を初めとする関係団体、関係機関の皆様、そして御理解をいただいた地域の皆様、踊り会場に足を運んでいただきました多くの皆様、また徹夜おどりの後の清掃作業をしていただいた多くのボランティアの皆様方等々、全ての皆様方に深く感謝を申し上げたいと思います。まことにありがとうございます。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案等につきまして、その概要を申し上げます。

まず初めに、条例の一部改正関係でありますけれども、全部で3件ございます。

まず、議案第84号は、郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の育児休業等に係る人事院規則の一部改正に伴いまして、再度の育児休業ができる特別の事情等について規定する所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第85号は、郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてで

あります。仮称であります。現在、工事を進めております（仮称）郡上市北部斎場の建設に伴いまして、市内の斎場の名称について「八幡斎苑さつき」と、それから「白鳥斎場」のこの2つの斎場の名称をそれぞれ「郡上市南部斎苑」「郡上市北部斎苑」に改めるほか、斎場の業務に係る所要の規定を整備しようとするものであります。

3本目の議案第86号でありますけれども、これは郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。総務省の消防庁からの通知に基づきまして、消防法令に重大な違反がある防火対象物の公表制度を整備するため、消防用設備等の状況の公表に係る規定を追加しようとするものであります。

続きまして、議案第87号から議案第109号までは、平成28年度の郡上市一般会計から郡上市病院事業会計に至るまでの23会計の決算認定についてであります。大坪代表監査委員と兼山監査委員におかれましては、7月4日から8月9日までの延べ16日間という大変長い日数をかけていただきまして、膨大な帳票の確認から現地確認まで精力的に決算審査を行っていただきました。まずもって、厚く御礼を申し上げたいと思います。

この決算に基づくものでありますけれども、平成28年度の普通会計の決算におきまして、実質公債費比率は12.9%となりまして、平成27年度の13.6%と比較をいたしまして、0.7%分改善をいたしました。なお、ストックベースでの将来負担比率は、平成28年度決算では44.7%となり、平成27年度の43.8%と比較して若干の上昇と、増加というふうになりました。これは、統合簡易水道事業に伴いまして、簡易水道事業特別会計の地方債残高が増加したことなどの影響により、そのような数値が出たものでありますけれども、大きな懸念材料となるものではないというふうに考えております。

今後とも必要な事業の推進を図りつつ、財政の健全化に取り組み、未来に希望が持てる財政運営に努めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては御理解をいただきたいと思います。今議会において提出をいたしました決算認定の審議をしていただきますけれども、慎重な御審議の上、認定をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第110号から議案第116号までは、平成29年度郡上市一般会計を初め、全部で7会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を申し上げます。

まず、歳出では、ふるさと寄附の件数増に伴いまして、今年度より体験型返礼品として拡充いたしました鮎の年間遊漁証の増額等によりまして、ふるさと寄附啓発事業、この経費に250万6,000円。また、木質バイオマスボイラー等に使用する燃料チップの安定的な製造施設及び供給先施設の導入調査及び設計業務の実施のため、木質バイオマス資源活用施設導入計画策定事業に1,472万円。そ

れから、小水力発電事業性評価支援事業の採択に伴う高鷲、明宝地区の調査業務等のために小水力発電研究事業に973万8,000円。工業団地調査実施に係る用地測量、地質調査等業務推進のため、企業誘致促進事業に2,899万5,000円。産業振興拠点施設建設に係る電気、電話等の引込柱の支障移転工事及び電話設備設置工事等の増額によりまして2,080万円。高鷲高原スポーツ施設新築に係る追加工事費等の増額により、観光施設整備事業に2,056万4,000円。それから、地域 I o T 実装推進事業と申しますけれども、I o T、今盛んに進められようとしております Internet of Things の略であります、この地域 I o T 実装推進事業の採択に伴いまして、小中学校におけるテレビ会議システムの構築や専用パソコン設置等に2,612万4,000円など、これらについてそれぞれ増額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源といたしまして、地域 I o T 実装推進事業補助金1,999万4,000円。それから、木質バイオマス関係でありますけれども、イオン環境財団からの補助金1,471万6,000円。それから、小水力発電に関係いたしますが、新エネルギー財団からの補助金932万円。それから、交付額の決定によりまして普通交付税からの財源として9,605万8,000円。平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合の負担金の確定に伴う精算金として受け入れます6,166万3,000円などをそれぞれ増額補正し、また事業内容変更に伴い県営土地改良事業分担金359万6,000円を減額補正しようとするものであります。

以上、歳出歳入それぞれ増加要素、減少要素等を総合いたしまして、2億4,800万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、特別会計であります。

まず、国民健康保険特別会計では、平成28年度の療養給付費等交付金の確定に伴う精算によりまして、社会保険診療報酬支払基金への返還金など214万8,000円の増額。介護保険特別会計では、平成28年度介護給付費等の確定に伴う精算による返還金及び基金積立金など1億8,893万9,000円の増額。後期高齢者の医療特別会計では、平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う精算による一般会計繰出金143万5,000円の増額。それから、牛道財産区特別会計では、財産区福祉向上事業の実施に伴います一般会計への繰出金128万円の増額と、その財源の一部に充てる予備費106万7,000円の減額を総合いたしまして21万3,000円の増額。高鷲財産区特別会計では、作業道開設事業に伴う負担金や前年度繰越金の確定により302万8,000円の増額。明宝財産区の特別会計では、作業道修繕工事等や前年度繰越金の確定によりまして245万2,000円の増額をそれぞれ歳出歳入について補正するようお願いするものであります。

次に、議案の第117号から議案第119号までは、国保和良診療所のX線テレビシステム更新事業に係る物品売買契約の締結、並びに市道路線の廃止及び認定についてであります。市道につきましては、八幡町有穂地内の神谷棚井線について、道路改良による棚井橋のかけかえに伴い、終点が変更

となるため、対象路線を一旦廃止し、区間を延長して再度認定するもののほか、2件について議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、一般財団法人郡上八幡産業振興公社など第三セクターの経営状況に関する報告が6件、それから先ほども申し上げましたが、平成28年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告が1件、そして和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分等の報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

平成29年9月8日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。

◎議選挙第1号

○議長（渡辺友三君） それでは、続きまして日程3、議選挙第1号 副議長の選挙についてを議題といたします。

本議題については、副議長の辞任に伴う選挙であります。

清水正照議員より、閉会中の平成29年8月31日に副議長の辞職願が提出され、それを許可いたしておりますので、御報告申し上げます。

それでは、選挙はどのような方法で行ったらよろしいでしょうか、お諮りをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 13番 上田です。

ただいまの副議長の選挙について、動議を提出をさせていただきます。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にすることを望みます。

なお、選考委員会を構成して選考することを提案いたしますので、お諮りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） そのほか賛成者ございますでしょうか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） ただいま13番 上田謙市君より、選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し、指名する方法が動議として提出されました。所定の賛成者がありましたので、この動議は成立をいたします。

ただいまの動議を議題といたします。ただいまの動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し、指名することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。選考委員会の委員を議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。それでは、選考委員に、5番 山川直保君、6番 田中康久君、7番 森喜人君、14番 武藤忠樹君、15番 尾村忠雄君、18番 美谷添生君とし、議長はオブザーバーとして出席することといたします。

選考委員会が終了するまで、暫時休憩といたします。

選考委員の皆さんは、委員会室のほうへお願いをいたします。

（午前10時07分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時15分）

○議長（渡辺友三君） 選考の結果につきまして、選考委員長から報告を求めます。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） 18番 美谷添です。

ただいま選考委員会を開きましたところ、私が選考委員長に選ばれましたので、その結果について御報告をいたします。

選考委員会といたしましては、副議長に8番 田代はつ江君を推薦することに決定いたしましたので、お取り計らいをよろしくお願いをいたします。

以上。

○議長（渡辺友三君） ただいまの報告は、8番 田代はつ江君を副議長に推薦する報告であります。

お諮りをいたします。指名の方法については議長において指名することといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することと決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

副議長には、8番 田代はつ江君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました8番 田代はつ江君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、8番 田代はつ江君を副議長の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました田代はつ江君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長に当選されました田代はつ江君より、御挨拶をいただきます。

（8番議員挙手）

○8番（田代はつ江君） 不測の事態により、副議長ということでただいま指名をいただきました。

私は、知らないうちに年数はたちましたが、皆様に本当にいろんなことを教えていただきながら現在があるというもので、なかなかこんな器ではございません。適任者はほかにも大勢お見えになるんですけれども、皆さん要職につかれておりますし、あと任期を残しておみえになるということで、私が指名をされました。

初心に返って、そして議長の足手まといにならないように一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

最後に、清水正照議員が一日も早く回復をされ、議場に戻っておみえになることを祈りながら、御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（渡辺友三君） ただいま副議長に当選されました田代はつ江君、今後ともよろしくお願いいたします。

◎議案第84号から議案第86号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） それでは、日程4、議案第84号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程6、議案第86号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。説明については、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いいたします。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 議案第84号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平

成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、国家公務員の育児休業等に係る人事院規則の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚めくっていただきまして、本文がございます。その次面には、新旧対照表がございます。

それからもう1枚、資料としてお手元に資料をお配りしておりますので、資料とこの新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。

まず、提案の趣旨でございますけど、人事院の改正によりまして、育児休業の承認及び期間の延長並びに育児短時間勤務の承認にかかる特別の事情について所要の整備をするというものでございます。

育児休業につきましては、3歳に達する日までの間、育児休業を請求できるものとする制度でございますし、その延長、それから育児短時間勤務というのは小学校に達するまでに短時間に勤務をすると、そういった制度のものでございます。それに関するものの改正ということでございます。

改正内容でございますけど、まず1点目でございますけど、育児休業の承認にかかる特別の事情というものが今回追加されました。これは新旧対照表の3条第6号でございます。ここを見ていただきますと、従前ですと特別の事情の(6)のところに、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと等により、育児休業の終了時に、そういうことが特別の事情とされておりましたが、今回、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、いわゆる待機児童というのになった場合についても特別の事情として承認できるというものでございます。

これが3条の(6)号でございます。

続きまして、2点目のところでございます。これは4条でございます。育児休業の期間の延長にかかる時の特別の事情ということでございますけど、これにつきましても一旦、育児休業を終了した後に、さらにその期間を延期を申し出たいということの特別の事情というところにただいま申し上げましたように、待機児童となったところについても追加を、条件、特別の事情として追加するものでございます。

それから3番目でございますけど、これは短時間勤務にかかる承認にかかる時の特別の事情の追加ということで、11条でございます。これにつきましても、同じように保育所の待機児童になった場合についても特別な事情と認めて短時間勤務の追加ができるというものでございます。

これにつきましては、実施時期につきましては公布の日から施行ということでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、続きまして議案第85号につきまして御説明をさせていただきます。

郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。（仮称）郡上市北部斎場の建設に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

6月の定例会におきましては、南部の3つの斎場を廃止するという事で、計画に従いまして南部地域につきましては八幡の斎場に統合といいますか、集約をしていくということになってきたわけございまして、今般につきましては、ただいま建設中の（仮称）郡上市北部斎場、この供用開始に向けまして必要な規定を整備をさせていただくものでございます。

本日、お手元に資料を配布させていただきました。また、総務委員会の所属の議員の皆様には、先般、協議会でお配りしたものと同じですので、少しごらんをいただきたいんですけども。

一番最後のところに、現在の建設工事の進捗状況につきまして最新の写真を付けさせていただいております。正面と、それからこちらがエントランスと火葬炉棟です。それから、下の段が、これは待合棟のほうでございます。

その前のページの下にありますように、計画工程表、タイムスケジュールではただいまの現在出来高、8月31日のものですけど、建築工事が87.5、電気設備工事が86.1、機械設備工事が57.9、火葬炉の今設置に入っております、こちらが30ということで、11月20日が一応竣工式の予定、25日より供用開始と、こういうふうな運びで進めて今いただいております。

そこで、今般のこの（仮称）郡上市北部斎場が供用開始になりますに当たりましての今回の改正につきまして御説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきますと、今回の改正の条例の本文がありますが、大きく分けまして第1条、第2条というふうに分かれております。

初めに、第2条のほう、ちょっと前後しますがごらんをいただきたいと思いますけれども。

名称につきましては、拠点となる斎場ということで、「八幡斎苑さつき」につきましては「郡上市南部斎苑」という名称にする。それから、「白鳥斎場」につきましては、今般、これ完成しますと「郡上市北部斎苑」。先ほど「郡上市南部斎苑」ですね。それから、こちらを「郡上市北部斎苑」、このように改めていくということを考えてございます。

それから、第1条に戻っていただきまして、こちらにつきましては、これまでの条例の中で業務の明記がされていなかった部分がありますので、他市の条例も参考にしながら、斎場における業務というものを明確に今させていただいたものでありまして、第2条の2、斎場においては、次の業

務を行うと。

第2条の(3)におきましては、どこの炉で焼却、もしくは火葬するということについて決めてございます。

また、別表につきましては、こちらにつきましては、今回、新旧対照表でごらんいただくとはつきりしますけれども、新旧対照表の2ページにあります八幡斎苑さつきのほうで待合室につきましては1室1回3,000円。市外の方は1万5,000円というふうな斎場使用料が定めてありましたけれども、今般、待合室につきましては使用料を求めないと、こういうことで、北部斎苑含めて使用料はないということで、このところを削除させていただくものでございます。

そこで、本日添付させていただきましたお配りをした資料のまず2ページ目のほうをごらんいただきたいと思っておりますけれども。

特に待合室の使用につきましては、いろいろな御意見もございました。我々としまでも自治会の皆様あるいは関係の業者の皆様、また庁内におきましても政策会議等で議論を重ねてきたところでありまして、待合室につきましては、この5条の2ですね。火葬開始から収骨までの間に会葬者が待つための使用とし、一般の参列者を伴う通夜式または告別式を行うことはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除くということで、生活保護法の適用を受ける者が死亡した場合、斎場を使用しようとする者が待合室に死体を搬送し、火葬及び収骨までの時間について使用を求めるときと。

また、2号では、これに類する場合で市長が特に認めた場合と、こういうこととしておりまして、原則、個々の斎苑におきましては、いわゆる通夜式、告別式は行うという場所ではないというふうな位置づけをさせていただいております。

やはり業としてやられておられる現在のセレモニーホール、また小規模の場合におきましては、家庭で行われておるということでございますので、大事なこととしては当初の構想段階にありましたように、待合室の利用としては集約した後に、遠距離からお越しになる市民の皆様がこの間、心静かにお休みいただく場所としての利用を第一と考えたものでございます。

また、将来的には業者の皆様が一体で指定管理者制度に導入していくことができれば、現在のセレモニーホールとのうまい連携利用ということの中での待合室のいろいろな利用についても工夫はできるものと思っております。

少し規則につきましても言及をさせていただきましたが、以上、斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） それでは、議案第86号について御説明をいたします。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。消防庁からの通知に基づき、法令に重大な違反があった防火対象物の公表制度を整備するため、この条例を定めようとするということ。

本文のほうですけれども、火災予防条例の一部を改正する条例ということで、最初の部分は、新たに条例を加えるための目次の修正と第48条以降の条番号の繰り下げになります。

48条として、防火対象物の消防用設備等の状況の公表というものを加えるものです。

資料をおつけしておりますので、そちらをごらんいただきたいんですが。

違反対象物に係る公表制度の概要という資料です。

趣旨としましては、総務省消防庁から「違反対象物に係る公表制度の実施について」が通知されて、全国の消防本部に対し消防法令に重大な違反がある防火対象物について、その違反内容を公表する制度の実施が要請されています。

現在は、消防法令の規定で消防機関が命令を行った場合に、公示が義務づけられていますけれども、公示に至るまでの間は、建物の危険に関する情報が利用者に提供されない状況にあります。

このことから、利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるようにするということが、目的としましては、その下のほうに書いてありますけれども、利用者の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るということと、防火対象物関係者に防火安全体制の確立を促すということになります。

制度の内容としましては、①から③までありまして、①として防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令等の規定に違反し、それが重大な場合は、その旨を公表することができるというもの。

② 違反を公表しようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知する。

③ 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、市火災予防条例施行規則で定める。

この3つが今回の改正、第48条の1項から3項までのそれぞれの内容になります。

戻っていただいて、新旧対照表をごらんください。

第48条といたしまして、今申し上げた内容が1項から3項までの改正になります。

この3項の最後のほうで、「規則で定める」というのがありますが、これがもう一度、先ほどの資料のほうに戻っていただきたいんですが、一番下の段のアからの部分になります。

これは規則で定めるものになりますが、内容としましては公表の対象となる防火対象物は、百貨店、ホテルなどの不特定多数の人が利用する施設、もう一つは病院、社会福祉施設などの自力で避難することが難しい人が利用する施設ということになります。

それから、違反の内容としましては、イですけれども、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、

自動火災報知設備が設置されていないということになります。

それから、公表する事項としては、防火対象物の名称、所在地、違反内容とします。

それから、公表までの流れとしましては、立入検査結果を通知した後、14日を経過した日において、同一の違反が認められる場合、違反が改善されたことが確認できるまで公表をするというものです。

公表の方法は、郡上市のホームページに掲載をいたします。

一定の周知期間を設けて制度を開始するという事で、本文のほうに戻っていただきたいんですけども、一番下の部分、附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するというものでございます。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

（午前10時38分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時50分）

◎議案第87号から議案第109号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程7、議案第87号 平成28年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程29、議案第109号 平成28年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの23議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案87号から議案第109号まで、今回、決算認定に付する全23会計の議案の表題につきまして、まとめて読み上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第87号 平成28年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第88号 平成28年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 平成28年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号 平成28年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号

平成28年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号 平成28年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 平成28年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号 平成28年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号 平成28年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 平成28年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号 平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号 平成28年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号 平成28年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号 平成28年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号 平成28年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第106号 平成28年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第107号 平成28年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第108号 平成28年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議案第109号 平成28年度郡上市病院事業会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を経て、議会の認定に付するものでございます。よろしくお願いいたします。

平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

続きまして、決算の総括表というものをとお配りをさせていただいておりますけれども、A3の縦長で、全23会計につきましての予算現額、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額と、こうしたものを一覧にした総括表でございます。

こちらにつきまして、各会計ごとに歳入決算額及び歳出決算額を読み上げさせていただきます。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、一般会計、286億1,402万5,317円、272億4,841万9,214円。

以下、それぞれ歳入歳出につきましてのこの言葉につきましては申し上げませんので、お許しいただきたいと思います。

国民健康保険特別会計、56億7,690万9,223円、53億8,527万7,293円。直診勘定ですが、こちらは5億2,214万7,888円、5億360万3,583円。

簡易水道事業特別会計、23億8,807万7,945円、23億6,308万5,244円。

下水道事業特別会計、22億6,893万5,507円、22億4,597万3,960円。

介護保険特別会計、41億9,199万5,510円、40億417万2,666円。

介護サービス事業特別会計、6億7,173万6,958円、6億5,575万4,737円。

ケーブルテレビ事業特別会計、1億4,107万9,207円、1億4,023万4,134円。

駐車場事業特別会計、731万8,886円、412万1,605円。

宅地開発特別会計、1,264万232円、1,259万4,864円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計、6,817万9,770円、6,348万5,570円。

鉄道経営対策事業基金特別会計、1,191万7,000円、1,191万7,000円。

後期高齢者医療特別会計、5億6,577万4,908円、5億5,972万7,976円。

小水力発電事業特別会計、1,235万4,429円、1,235万4,429円。

大和財産区特別会計、1,543万3,938円、555万5,361円。

白鳥財産区特別会計、1,686万4,035円、1,502万2,992円。

牛道財産区特別会計、1,797万6,172円、676万3,015円。

石徹白財産区特別会計、3,083万1,884円、2,207万203円。

高鷲財産区特別会計、3,971万7,921円、2,498万9,271円。

下川財産区特別会計、667万5,351円、128万7,842円。

明宝財産区特別会計、3,271万4,763円、1,274万1,495円。

和良財政区特別会計、878万3,199円、366万4,610円。

一般会計と特別会計の歳入の合計ですが、453億2,209万43円、歳出の合計が433億281万7,046円
でございました。

それから、水道事業会計ですが、収益的収支のほうです。3億7,901万3,962円、3億221万8,505
円。

病院事業等会計の収益的収支ですが、39億1,384万1,155円、これに對しまして41億3,729万5,688
円、こういうことでございます。

ただいまは総括表に基づきまして歳入の決算額と歳出の決算額を申し上げました。このほかの決
算の御審議をいただく資料といたしましては、監査委員御提出の決算審査意見書とともに細かく資
料を用意させていただいております。当然ですが、一般会計歳入歳出の決算書、特別会計歳入歳出
決算書、また水道事業会計決算書、病院事業会計決算報告書、こうしたものの提出をさせていただ
いております。さらに、主要施策の成果及び予算執行実績報告書の概況、またそれとともに主な事
業報告、また決算資料、参考資料、それぞれ会計につきましての附属資料等を添付し、または閉じ
て提出させていただいておりますので、それぞれ御確認をいただきながら御審議をいただきたいと
思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員により審査が実施
されております。

ここで、代表監査委員から審査報告をいただきたいと思います。

代表監査委員 大坪博之君。

○代表監査委員（大坪博之君） それでは、平成28年度決算審査報告をさせていただきます。

平成28年度決算の審査の結果につきましては、平成28年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成28年度郡上市公営企業会計決算審査意見書のとおりとなっておりますが、概要のみを今から御報告させていただきます。

審査に当たりましては、地方自治法の理念を踏まえ、7月4日から8月2日において決算調書及び資料による書類審査を13日間、また別途、現地審査を2日間の合計15日間にわたり兼山悌孝監査委員と2人で実施いたしました。

財政厳しい状況の中で、実質公債費比率が12.9%となりましたことは、市債の新規発行額を厳格に抑えつつ、各部署においては節約に努められた結果があらわれていると認識いたしました。

審査の着眼点、方法及び審査の結果につきましては、提出いたしております平成28年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページから2ページのとおりとなっておりますので、お目通しください。

市長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、基金に関する調書、それらに附属する調書を中心に、例月出納検査及び定期監査などの結果も踏まえつつ、関係諸帳簿や証拠書類などにつきましても公正不偏の態度で審査を実施いたしました。

その結果でございますけれども、関係法令あるいは議会の議決の趣旨に沿って、いずれも適正に執行され、かつ正確に整理されていると認めました。

それでは、一般会計、特別会計から順次報告を申し上げます。

郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査の総括意見といたしましては、次のとおりであります。

38ページをごらんください。

それでは、御説明申し上げます。

平成28年度の財政状況は、（仮称）郡上市北部斎場整備事業、焼却施設解体事業、（仮称）郡上市歴史資料、文化財収蔵施設整備事業及び繰上償還などによる大きな支出がありましたが、総務費の公共施設整備基金積立、教育費の小学校及び中学校建設費などが前年度より大きく減額しており、支出済総額は前年度より17億685万円程度の減額となっております。

一般会計歳入総額286億1,403万円と特別会計歳入総額167億806万円の合計453億2,209万円から、一般会計歳出総額272億4,842万円と特別会計歳出総額160億5,439万円の合計433億281万円を差し引いた形式収支は20億1,927万円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源4億2,519万円を控除した実質収支も15億9,408万円の黒字であります。

前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は1億8,599万円の増となっております。

平成28年度一般会計の地方債については、前年度と比べると5億3,080万円の減となる23億4,830万円の借り入れとなっており、補助災害復旧事業債及び臨時財政対策債を除く新規発行額は15億5,410万円と、前年度に比べ3億3,720万円の減となっております。

50億1,834万円を元金償還した結果、平成28年度末残高は26億7,004万円減少し、336億2,369万円となっております。こうした努力により、利子償還額は前年度と比べ6,991万円の減となる3億6,397万円となっております。

財政分析を行う上で、重要な指標となる普通会計の経常収支比率は80%を超えないことが望ましいのですが、前年比0.8ポイント上昇し、85.4%となり、財政状況はやや硬直化の方向へ進んだと言えます。しかし、実質公債費比率は前年比マイナス0.7ポイントの12.9%と改善されており、良好な財政面運営の努力がうかがえます。

基金の残高としては、財政調整基金42億4,585万円、減債基金は繰上償還を行った結果、3,877万円となっております。

特定目的基金は、鉄道経営対策事業基金の7億100万円と財産区の3億6,465万円を含めて69億4,566万円となり、前年度より1,545万円ふえております。これは、ケーブルテレビ事業整備基金に1億1,161万円の積み立てなどがされたためであります。しかし、公共施設整備等のために繰り出しを行った結果、基金残高合計では112億3,028万円となり、5億7,568万円の減となっております。

市税は前年度より6,388万円の増となっており、大規模工場や大型店舗の進出による固定資産税の増が影響していると考えられます。

市の債権の収納状況については、徴収嘱託員が2班体制で臨戸訪問し徴収するなど、きめ細かな徴収体制が確立されたことで、市税全体の徴収率は前年度を若干上回っております。

国民健康保険税は、一般被保険者と退職被保険者分を合わせ収納率は前年度の77.95%から79.08%へと1.13ポイント増加しましたが、過年度分と合わせると2億9,349万円と大きな滞納額となっております。また、住宅使用料や過年度分の学校給食費などは徴収率が落ち込んでおり、滞納額が増加しております。庁内連携を密にして、情報交換を行い、収納率向上に努められるよう望みます。

また、滞納額をふやさないためには、いかにして現年度分を徴収するかが重要であります。それぞれの担当職員は徴収に必要な専門的な知識を身につけ、機動力のある徴収体制をとりたいと思います。

また、過年度分がいつまでも残らないように、差し押さえや保証人への交渉等を積極的に進め、個別の状況を見きわめながら、現状ででき得る厳しい措置をとることも必要と考えております。

幾つかの請負工事を抜粋により審査しましたが、発注前の現場の目視調査が不十分なために発生

したと思われる、増工しているものがありました。また、備品整備においては、機種選定に時間を要しリース開始時期が計画よりおくれたものがありました。前者は、変更に伴う諸手続が生じ、後者は不用額を出しております。事前の現場確認や内部調整などを慎重かつ計画的に準備し、スムーズな事業進捗と最大限の効果が出るよう努められたいと思います。

郡上かるた大会については、参加者を抽せんで絞らざるを得ない状況になるなど、非常に好評であります。地域の魅力や価値を認識すること、ふるさとへの愛着を高めることとともに、家族等のコミュニティの場の提供にも寄与しているのではないかと思います。今後も継続して行われ、ふるさとへの愛着が向上することに期待しております。

以上で、平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見といたします。それぞれに改善され、今後とも市民が安全で安心して暮らせる本市に御尽力をいただきたいと思います。

続きまして、公営企業会計の病院事業会計と水道事業会計につきまして御報告を申し上げます。

審査の着眼点、方法及び審査の結果につきましては、平成28年度郡上市公営企業会計決算審査意見書の1ページに記載されておりますので、お目通しください。

経営の基本原則に沿って運営されているか否かを念頭に置きつつ、慎重に審査いたしました。その結果、計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていることを確認いたしました。

なお、両会計については若干個別の御説明を申し上げたいと思います。

まず、病院事業につきまして、審査意見を申し上げます。

13ページをごらんください。

両病院とも前年度に引き続いての赤字決算となり、大変厳しい状況となっております。

業務の実績について、国保白鳥病院の入院患者数は増加しておりますが、郡上市民病院では入院、外来患者ともに減少しております。郡上市民病院の年間病床利用率は82.9%と高い数値ではありますが、前年度比5.6ポイント減となっております。国保白鳥病院の年間病床利用率は、前年比4.5ポイント増の69.3%と改善しており、両病院とも今後の動向が気にかかるところであります。

設備の充実については、市民病院は一般撮影（レントゲン）F P Dシステムへの更新等27点で1億768万円となる医療機器等の整備と外来化学療法室増築事業4,030万円の施設整備が行われました。耐用年数を超えた医療機器の更新が主な理由ではありますが、より高度な医療を進めていくためには、最新の技術を駆使した医療器具の導入は必要な措置と理解しております。白鳥病院は上部消化管ビデオスコープ更新等9点で、1,288万円ほどの医療機器等の整備にとどまり、資金繰りの悪化により予定した機器の整備がなされております。

財務比率を見ますと、経常収支比率については、市民病院が94.64%と前年度に引き続き理想比率の100%を下回っております。白鳥病院も前年度と比べて2.24ポイント改善しておりますが、

94.27%と100%を下回っております。医業収支比率は白鳥病院で増加しているものの、両病院とも引き続き100%を下回っております。固定比率は依然として高いままでありますが、特に白鳥病院は非常に高い状態で推移しております。流動比率は両病院とも毎年下がってきており、理想比率の200%を下回っております。自己資本構成比率は両病院とも企業債の割合が高いため、理想比率とする50%を大きく下回っております。

未収金については、窓口負担分は前年度より増加しておりますが、保険はそれ以上に減少しているため総額で減少しております。今後も未収金の根源である現年度の滞納の原因をよく分析し、対策を講じることが肝要であります。また、かなり前からの滞納もありながら、減っていない状況にあります。受益者負担の公平性の観点から、今後とも債権の適切な管理による収益の確保と新たな未収金の発生防止に努めていただきたいと思います。

平成28年度は、市民病院においては入院患者数及び診療単価の減少等により大変厳しい結果となりました。白鳥病院は県北西部地域医療センターとして2年目となり、医師の支援体制については順調に推移されております。また、11月より地域包括ケア病床を導入したことで入院患者数を増加させております。国では、急速な高齢化により急増する医療・介護の需要に対応するため、病院・病床機能の役割分担や医療機関間、医療と介護の間の連携強化を通じて、より効果的で効率的な医療・介護サービスの提供体制の構築を掲げております。刻々と変化する社会環境の変化に対応した柔軟で効率的な運営に取り組むなど、公的医療機関としての使命である公共の福祉の増進及び医療水準の向上に一層貢献されることを期待しております。

以上が、平成28年度郡上市病院事業会計に関する審査意見であります。

公立病院は、市民の安全・安心を考える上で市民には欠かすことのできない施設であります。病院・病床機能の役割分担と課題はありますが、公立病院経営が順調に推移していくことを期待申し上げます。

次に、水道事業につきまして審査意見を申し上げます。

26ページをごらんください。

平成28年度の業務実績は、給水人口の減少等により年間配水量と年間給水量はともに減となっております。なお、有収率は前年度の85.1%から84.5%となり、0.6ポイント低下しております。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートルあたりの営業収益は、136円26銭となっており、営業費用は158円21銭となっております。1立方メートルの水道水を給水することにより22円程度の給水損失となっております。修繕費の減及び電気料の値下げ等により営業費用が前年2.1%の減となり、営業利益は増となりました。それらにより営業収支比率は100を割っておりますが、総収支比率は126.56%と理想比率の100%を超えており経営状態は良好と言えます。

未処分利益剰余金は9,135万円を計上し、前年度に続き黒字経営となっております。維持管理費

用の削減など経営努力によるものであり、今後も引き続き取り組まれたいと思います。

次に、流動比率を見ますと、1,229.65%であり理想比率の200%を大きく上回っていることから経営状態は良好であると言えます。

給水収益の未収金は、発生から5年を経過した平成23年度分56万円を不納欠損処理したことと、回収努力により年々改善されております。今後も未収金の新規発生を防ぐとともに、更なる過年度の未収金の回収に努力されたいと思います。

今後も人口減に加え、節水意識の定着や設計機器の普及等により、給水収益は減少傾向が続くと見込まれますが、配水管の漏水修繕及び老朽した施設の更新など水道施設の整備や災害に強いライフラインの構築、簡易水道事業特別会計の会計統合など中長期的な展望に立った事業を進め、適正な料金への見直しを視野入れたより効率的な経営を展開されますとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められたいと思います。

以上が、平成28年度郡上市水道事業会計に関する審査意見であります。

最後に、財産健全化判断比率等の審査も実施しております。

後に報告されることになっておりますが、実質公債費比率は12.9%と前年度比0.7ポイント減と改善されましたが、将来負担比率は公営企業債等繰入見込額が増加したことにより、44.7%と前年度より0.9ポイント上昇しております。実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業等の資金不足比率につきましては、数値としてあらわれていませんので、財政面な心配はないと思います。

以上、御報告申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 代表監査委員におかれましては、詳細な報告をありがとうございました。長期にわたり膨大な量の審査をいただき、御苦労さまでございました。監査委員のお二人には感謝申し上げますとともに、敬意を表するものであります。

指摘されました事項につきましては、今後の決算認定での審査に十分考慮させていただきたいと思います。

それでは、お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第87号から議案第109号までの23議案については、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり審査を付託することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第109号までの23議案につきましては、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては決算認定特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおりとし、議長、議選監査委員を除く16名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま決算認定特別委員会に付託いたしました議案第87号から議案第109号までの23議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月29日午後5時まで審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限について、決算認定特別委員会に委任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました23議案については、9月29日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることといたします。また、地方自治法第98条に規定する議会の権限を決算認定特別委員会に委任することに決定をいたしました。

◎議案第110号から議案第116号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程30、議案第110号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第2号）についてから日程36、議案第116号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの7議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、7つの会計の補正予算（案）につきまして説明をさせていただきます。

それでは、議案第110号からよろしく願いいたします。

平成29年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、表題部、省略いたします。

平成29年度郡上市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ294億7,047万8,000円とする。

2項は省略します。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

債務負担行為につきまして見ていただきたいと思います、4ページです。

こちらにつきましては、企業誘致促進事業、期間平成29年度から平成30年度までということで、限度額1,516万1,000円お願いするものでございます。

今般の補正予算におきましても、企業誘致促進事業で2,899万5,000円お願いをするわけでありましたが、大島の工業団地につきまして、今回の補正に継続して行う団地造成、道路新設改良等の実施設計等に係る年度を越えていく分でございます。よろしくお願いをいたします。

それから、第3表に、同じページ、地方債補正がございますが、一般単独事業、合併特例事業ですが、こちらにつきましては今般2,470万円の増とさせていただきたいということで、限度額を224億1,720万にさせていただきたいというものでございます。こちらにつきましては、農業債のほうで県営事業負担金の増によることに対しましてのものと、それからもう一つは道路橋梁につきまして事業費の変更に伴うものでございます。よろしくお願いをいたします。

過疎対策事業につきましては、今般、農業債におきまして、これも県営事業で明宝地域なんです、この過疎の対策のこの地域に当てはまるものでございますし、それからもう一つ明宝地域におきまして行う道路橋梁事業の事業費の変更に伴うというものがございまして、合わせまして130万円の増をお願いをするものでございまして、合わせて2億3,700万円の限度額にしたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

その他につきましては、今回お配りをしております事業概要説明一覧表より御審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第111号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして。

表題部省略し、平成29年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億227万7,000円とするものでございます。

以上です。

続きまして、議案第112号 平成29年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございま

す。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして。

表題部省略いたします。平成29年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,893万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,211万1,000円とするものとございます。

以上です。

議案第113号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして。

表題部を省略いたします。平成29年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,495万3,000円とするものとございます。

以上でございます。

続きまして、議案第114号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして。

表題部を省略いたします。平成29年度郡上市の牛道財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,713万1,000円とするものとございます。

続きまして、議案第115号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらにも2枚おめくりをいただきまして。

表題部を省略いたします。平成29年度郡上市の高鷲財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,410万2,000円とするものでございます。

最後に、議案第116号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりいただきまして。

表題部を省略いたします。平成29年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,395万2,000円とするものでございます。

以上、7つの会計につきましての補正予算の上程でございます。

それぞれ、先ほど申し上げました事業概要説明一覧表に明細を記載をしてございます。これらの参考にしていただきまして、御審議をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました議案第110号から議案第116号までの7議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託いたします。

なお、質疑については、予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第110号から議案第116号までの7議案については、会議規則第44条第1項の規定により、9月11日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第110号から議案第116号までの7議案については、9月11日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第117号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程37、議案第117号 物品売買契約の締結について（国保和良診療所 X線テレビシステム更新事業）を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 議案第117号 物品売買契約の締結について（国保和良診療所 X線テレビシステム更新事業）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。平成29年9月8日提出、郡上市

長 日置敏明。

- 1 契約の目的、X線テレビシステムを購入。
- 2 契約の方法、指名競争入札による。
- 3 契約金額、2,235万6,000円。
- 4 契約の相手方、岐阜市金園町10丁目24番地、ホープ産業株式会社 代表取締役 土川東。
- 5 納入場所、郡上市和良町沢882番地。
- 6 物品の内容、X線テレビシステム一式。

次をおめくりください。

資料に基づきまして御説明したいと思います。

このX線テレビシステムは、主に胃のバリウム検査で使用する医療機器でございます。現在、国保和良診療所において使用している機器は平成9年度に納入されたもので、現在19年経過しております。そうしたこともありまして故障した場合における修理部品の供給が困難であったりとか、入手に時間がかかる状況となっております。

国保和良診療所では、年間280件から300件ほどの使用頻度があります。

物品内容としましては、次のページに構成図がありますが、X線透視台とか、操作する操作卓、メインモニタを初め、X線をデジタル化し、患者情報と検査画像を結びつける装置でございます。

入札結果につきましては、次の資料のとおりとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第117号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第117号については、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第117号について、原案のとおり可とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認め、よって、議案第117号は原案のとおり可とすることに決定

をいたしました。

それでは、ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

(午前 1 1 時 4 8 分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

◎議案第118号及び議案第119号について（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程38、議案第118号 市道路線の廃止についてと日程39、議案第119号 市道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。説明については、できるだけ簡略に、要点のみ説明をお願いいたします。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） それでは、議案第118号と119号の御説明をさせていただきます。

議案第118号 市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次の道路を廃止したいので、議会の議決を求める。

平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号1-0370。路線名、神谷・棚井線。区間といたしまして、上段が起点で、下段が終点でございます。起点、郡上市八幡町有穂字六柿。終点、郡上市八幡町有穂字上棚井。

路線番号1-1497。路線名、棚井区内1号線。郡上市八幡町有穂字東前から、終点が郡上市八幡町有穂字東前でございます。

1枚おめくりいただきまして、参考資料をつけさせていただいております。

この市道路線の廃止についての部分でございますが。

まず、神谷・棚井線でございます。こちらのほうは道路改良により終点が変更となるために、路線を一旦廃止いたしまして、また次の議案のほうで再度認定をするものでございます。

それと、棚井区内1号線でございます。こちらのほうは、付近の公共用地に処分計画があるため、不要となる路線を廃止するものでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料の2ページ目をごらんいただきたいと思います。

こちらのほうが、まず神谷・棚井線でございます。本路線につきましては、道路改良によりまして棚井橋のかけかえに伴い、終点の位置が変更となるため、対象路線を一旦廃止をしまして、区間を延長して再度認定するものでございます。

なお、現在の棚井橋については、新しい棚井橋の供用開始時までは従来どおり使用するために、

再度認定の中に含めるものでございます。

下の図を見ていただきますと、廃止する路線としましてこの点線でございますが、国道472号線の神谷、これ、明宝の道の駅の少し手前、八幡境のところにある橋でございますが、その橋のたもとからずっと上のほうへ行っておる路線でございます。こちらのほうを一旦廃止するものでございます。

これの右側の資料ですが、これ、ここの部分を少し拡大したものですけれども、今の現在のこの点線の部分を廃止するということで表示をさせていただいております。

それから、1枚おめくりいただきまして、資料4ページでございます。こちらのほうが棚井区内1号線の廃止の路線でございます。本路線におきましては、付近の公共用地に処分計画がある。不要となる路線を廃止するものでございまして。

右側、5ページ目のほうの絵をごらんいただきますと、国道472号線のところから丸のつく起点から終点のところまでが市道が入っておりまして、この区に市有地がございます。これ、この絵では建物があるかのようにちょっとありますけれども、ここ実際には建物は何もございません。こちらの市有地を処分する計画があるということで、もうこちらの市道のほうについても不要ということで廃止をするものでございます。

続きまして、議案第119号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。
平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

路線番号につきましては1-0370。路線名、神谷・棚井線。郡上市八幡町有穂字六柿から、終点が郡上市明宝大谷字登り上り。それから、路線番号2-0422。路線名、徳永支線。郡上市大和町徳永字下東田、終点が郡上市大和町徳永字米市でございます。

少しお戻りいただきまして、参考資料の2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

それで、認定する路線につきましては、先ほど廃止しました神谷・棚井線の部分に、さらに上のほうへもう少し延長を延ばしまして、こちらのほうに新たな棚井橋を建設するものでございまして、こちらのほうに路線を約213メートルほど上のほうへ延びて、また国道472号線へ接するものでございます。こちらのほうを新たに認定をいたしまして、それで元の棚井橋のほうにも少し矢印が出ておりますが、こちらのほうにつきましては、新しい橋が供用開始になりましたら、この旧橋を撤去いたしますので、撤去いたしましたらこの部分については市道の区域から外すものでございます。

それから、この資料の6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

これが徳永支線でございます。

本路線については、道路の新設改良事業を行うために路線を新たに認定するものでございます。また、徳永団地、これ、市営住宅があるんでございますが、そちらのほうへの路線を枝線の形状と

することによって矢印が2つの方向に伸びておりますが、この市営住宅のほうへ入る延長につきましては約40メートルと短いものでございますから、こっちと、それから公共施設へつながる路線ということになりますので、一体的な管理を行うということで、一つの路線として認定をするものでございます。

こちらのほうは、7ページの資料で国道の改良に伴いましてこちらの国道156号線から旧道のほうへ延びる路線を新たに新設いたしまして、こちらから市営住宅へも入るルートをつくるということで、現在、市営住宅への進入路は、そのもう少し上のほうにございますところから入る道路がございますが、こちらのほうは民地を借り上げて借地として活用しておるものでございますから、こちらのほうで新たな市道として進入路を確保するというものでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従いまして、改めて行います。

◎議発第3号について

○議長（渡辺友三君） 日程40、議発第3号 議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により、申し出があります。

お諮りをいたします。申し出のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

◎報告第8号から報告第13号について（報告・質疑）

○議長（渡辺友三君） 日程41、報告第8号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから日程46、報告第13号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの6件を一括議題といたします。

報告を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 失礼いたします。ただいま一括議題とされました6件の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして地方公共団体が資本金や基本金等を50%以上支出している法人に関しまして、その経営状況を議会に御報告するものでございます。

報告第13号の後ろにつけておりますA4版横の資料で平成28年度第三セクター経営状況報告とい

う、そういう資料もお配りしておりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

なお、金額につきましては1,000円単位で掲載をしております。

では、報告第8号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

次ページ以降に決算報告書等を提出しておりますけれども、資料が多量ですので、先ほど申し上げたA4判横の要約資料に沿って報告をさせていただきます。

なお、各第三セクターの資本金及び市からの出捐金、また業務内容、役職員の数等につきましては各会社の資料に掲載してあるとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

これから口頭で御報告いたしますのは、各ページの財務状況の損益計算書からの欄の平成28年度の売上高または総収入及び経常損益、そして貸借対照表からのプランの一番下の資本合計マイナス資本金、これは繰越利益剰余金というものをあらわしますけれども、そこについて御報告を申し上げます。また、もちろんですけれども、昨年度におけるその法人の特記事項につきましても御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず、郡上八幡産業振興公社の平成28年度の総収入額は4億4,919万5,000円でした。そして、当期の利益は2,776万7,000円ということでございました。

貸借対照表の一番下の業の繰越利益剰余金は1億5,310万6,000円となります。ここにつきましては、対象時期は違いますけれども、ここの産業振興公社は八幡町内の5つの施設の指定管理をお願いしておりますけれども、対象時期は違いますが、ことし4月から新たに郡上八幡駅の指定管理をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第9号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

郡上大和総合開発株式会社の平成28年度の総収入額は6億190万6,000円でした。当期損失は195万5,000円、貸借対照表上の繰越剰余金はマイナス6,628万9,000円となります。

平成28年度は温泉レストランの大規模リニューアル、こういったこともありましてマイナス決算となっておりますけれども、この28年度の決算額の中にも、例年そうですが、独立行政法人日本高速道路保有債務返済機構に対して464万8,000円の返却金、また郡上市への償還金178万5,000円合わせまして643万3,000円が支出として含まれております。

なお、インターチェンジの建設負担金は、平成28年度で償還が完了をいたしました。でございますので、今は残額はゼロとなりました。そして、市への償還金残額がことし3月末で前年度末で179万5,000円あり、29年度にこれも完済予定となっております。

今の179万5,000円につきましては、大和の総合開発のページの一番下のほうの郡上市に対する償還金というところで179万5,000円が計上されております。

続きまして、報告第10号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

株式会社伊野原の郷の平成28年度の総収入額は3,140万6,000円でした。そして、当期利益は294万1,000円という結果でした。そして、貸借対照表上の繰越利益剰余金は398万6,000円ということで、ここの数字がかなりふえてきております。

ここはカルヴィライとしろという施設の指定管理をしてもらっておりますけれども、営業部門としましては、大きく分けて宿泊と、そして昼食や宴会の飲食となっております。平成28年度はこの両部門とも好調で、27年度よりも人数、売り上げともに増加したことから、黒字決算となりました。

また、この会社は市道の除雪も請け負ってもらっておりますけれども、これも27年度よりは増加をしております。

なお、一つ修正でございますけれども、表の中の第三セクター等への関与の状況、財政的支援のその他に借地料としていずれも26年度から28年度まで3年間114万円という数字が記入してございますけれども、これは実はミスプリント、誤植でございますので、大変申しわけございませんが削除をお願いいたします。訂正しておわびを申し上げます。

次に移ります。

報告第11号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

阿弥陀ヶ滝観光の平成28年度の総収入額は1,820万8,000円でした。当期損益はマイナス1,240万7,000円という結果でした。

貸借対照表上の繰越利益剰余金はマイナス2,540万8,000円と、債務超過という状況は変わってございません。この会社は、平成28年3月に高鷲町の株式会社ニューテックという会社から経営を引き継ぎまして、昨年8月にリニューアルオープンをいたしました。その後、ことしの3月までの8カ月間の実績が今申し上げた数字でございます。

平成27年度と単純に比較しましても、27年度は半年間の営業でしたので比較ができませんけれども、通年で営業した26年度と比べましても28年度は売り上げが約1.4倍というふうに伸びております。しかしながら、事業に伴う備品購入等で経費も膨らんでおりますので、当期損益も1,240万7,000円の赤字という結果でした。

ここにつきましては、麥島社長から個別に状況をお聞きしました。社長のお話ですけれども、当初から３年間で単年度収支をとんとんにしたいと、そういう計画で出発をしておると。ですので、１年目の28年度は赤字であったけれども、２年目のことし夏までの感触としてはおおむね予定どおりの収益が上がっていると。新しい経営スタイルもお客さんに浸透しつつあり、かつ宿泊人数の月平均が昨年の1.3倍、またレストランも月平均が昨年の３倍という売り上げで大変好調に推移しているので、私が打ち合わせた感触としましては、おおむね計画どおり進んでおるといふ、そういう感触を持ったところでございます。

続きまして、報告第12号 株式会社イーグルの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の３第２項の規定により、株式会社イーグルの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成29年９月８日提出、郡上市長 日置敏明。

株式会社イーグルは、高鷲インターチェンジ建設負担金の総額55億9,800万円を20年間で償還するものであります。平成28年度には2,937万2,000円を償還いたしました。償還金のことし３月、前年度末の残高は4,456万2,000円でございます。4,456万2,000円が残っております。償還完了予定は平成30年度末、31年３月となっておりますけれども、総会資料にも書いてございますが、ことし３月にこの債務の繰上弁済について日本高速道路保有債務返済機構と協議を開始をしております。この繰上弁済が決まりますと、平成29年度中、今年度中に4,456万2,000円を償還して１年前倒しで完了すると、そういうことになるということでございます。そういった少し前倒しで動いているという状況でございますので、それについて御報告を申し上げます。あとにつきましては、この資料のとおりでございます。

次に、報告第13号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の３第２項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。平成29年９月８日提出、郡上市長 日置敏明。

株式会社ネーブルみなみの平成28年度の総収入額は１億1,359万円でございます。当期利益は10万6,000円ということでございます。貸借対照表上の繰越利益剰余金は3,504万5,000円ということになってございます。

経営状況は安定をしておりますけれども、高速道路を取り巻く環境は年々変化しておりますので、今の堅調さに安心、甘んずることなく、さらなるサービス向上を目指してまいりたいというコメントを聞いております。

以上、６つの法人につきまして、概要のみでございましたけれども、報告させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上、報告が終わりました。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号から報告第13号までの報告を終わります。

◎報告第14号について（報告・質疑）

○議長（渡辺友三君） 日程第47、報告第14号 平成28年度郡上市の

財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、報告第14号 平成28年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金附則比率について、監査委員の意見書を付して次のとおり報告する。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

初めに、健全化判断比率でございます。このうち、上の①と②の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、これは赤字ではございませんので記入はございません。③の実質公債費比率は、昨年度から0.7ポイント改善をして12.9%ということになりました。④の将来負担比率につきましては、前年度対比では0.9ポイント上昇し、44.7%になりました。

下の2の資金不足比率につきましては、各会計ともに資金不足が発生しておりませんので記入はございません。

この全体のことにつきましては、審査意見書が示されておりまして、そこには詳細な計算式の解説あるいは数値が入った上で分析をいただいておりますので、参考にごらんいただくとよいというふうに思います。

そこで、実質公債費比率ですが、少しお話をさせていただきます。

この5カ年を見ますと、平成24年度に18.5%、25年度が16.8%、26年度が15%、27年度13.6%、そして28年度が12.9%と順調に推移をしてきてございます。今回、昨年度対比でさらに0.7ポイントの改善ということで、このことにつきましては近年の計画的な起債発行の抑制と繰上償還等を行ってきた効果があらわれてきたものと捉えております。

先ほどの代表監査委員さんからの御説明にもありましたが、そういうふうな御評価もいただいたところでございます。

ただし、これは通常3カ年の平均でその数値をとってございます。今回の数値につきましては、平成26、27、28年度の平均であります。これを少しシビアに単年度で見ますと27年度から28年度に

かけましては実は0.6ポイントの上昇がございます。また、県下の市町村の中では高いほう、高位に属すると、こうした点も現実としては押さえておきたいと考えております。

続きまして、将来負担比率です。これは、一般会計等将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかと、こういうことを示す指標がこの将来負担比率でございます。

今回、44.7%で前年度比0.9ポイントの上昇ということでございます。これ、先ほどちょうど市長が冒頭の御説明も少しされましたけれども、主に簡易水道の統合事業などで借入額としては11億6,000万円、そして4億円の償還ということで、地方債現在高全体として7億6,000万円増加したと、こうしたこと等によるものと受けとめております。

そこで、ちょっと過去を振り返りますと平成20年度にはこれが174.7%でありましたが、近年5カ年見ますと平成24年度が89.3、25年度61.0、26年度38.5、27年度43.8、そして今回が44.7%という推移で来ておりますので、全体として健全化へ向かって着実に進めてきているというふうに捉えております。

なお、今年度、平成29年度の当初予算におきましては、合併特例債の活用期限が迫る中で、必要に迫られる事業につきまして最大限の活用を行ってまいりましたので、今後一定の影響があるものと推計値を見ておりますが、今後とも全体の諸情勢に対応しつつ、引き続き計画的に財政の健全化を図り、適切な財政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりました。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号の報告を終わります。

◎報告第15号について（報告・質疑）

○議長（渡辺友三君） 日程第48、報告第15号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、報告第15号 専決処分の報告についてをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成29年9月8日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきますと、その内容を掲載しておりますが。

損害賠償による和解の内容、1のところでございますけれども、平成29年6月10日正午頃、高鷲診療所職員——医師でございます——高山市内へ公務出張、公用車を運転中、同市下切町付近の交差点において、信号待ちで完全に停車している相手車に後ろから追突したものでございます。

市の過失割合は100%。市は、示談によりまして下記金額で損害を賠償するというものでございます。

損害賠償の相手方は、高山市内の方で、ごらんの方でございます。

損害賠償の額につきましては、24万2,371円でございます。

この損害賠償の金額につきまして、全額保険で対応してもらえることにはなっております。

こうした事例がたびたび出てきておることにつきまして、深く反省をし、職員には強く再発防止へ向けまして、たびたび交通安全、法令の遵守と安全運転の励行を指導しておるところでございます。

大変申しわけなく思いまして、おわびをして報告を申し上げるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 3番 原喜与美君。

○3番（原 喜与美君） ちょっと不勉強なので一度お聞きしたいなと思いましたが、この専決処分（案）が過去にも出ておりますが、今御説明の中では、いわゆる自動車保険で全額負担ということから、市のほうの持ち出しというのはないというふうにお聞きをしましたが、過失が100、ゼロというようなことになりますと一方的にこちらが悪いというようなことになりますが、私お尋ねしておきたいと思ったのは、診療所の職員ということですが、その職員の立場もありますが、こうした事故を起こした場合、職員に対するいわゆる処罰といたしますか、何らかの市としてのあれがあるのかないのか。

または、今回はこれ、保険で対応できましたが、保険で対応できない、市から持ち出さなきゃならんというときも発生するかと思いますが、そうした場合の当事者の対応といたしますか、それはどうなっているのかなと。お名前の公表まではもちろん要望はしませんが、そういうことがあるのかないのかだけちょっとお聞きをしておきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 事故を起こした職員についてですけど、分限懲戒委員会というのがございますので、その中でこういった事例について報告しまして、その事故の違反の程度でありますとか、悪質であるとか、そういったことを勘案しまして、その規則がありますので、それによって

処分をさせてもらっておるところでございます。

ですので、軽いところについては口頭による訓告とかありますし、もう少し悪質になってきますと懲戒による処分等々もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

（3 番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 3 番 原喜与美君。

○3 番（原 喜与美君） そうしますと、今までにその処分内容というのは、この専決の案件の中には出てこなかったということは、そういうことは私が知る範囲ではなかったということでもいいんでしょうか。

今まで私がというと、去年の4月からのことになるんですが、この案件の中でそういう処分をしたというのはここには出てこなかったんですが。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 規定によりまして、懲戒処分以上になった場合は、公開、公表することになっていきますので、それ以下の場合については特にこういうところで報告はしておりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 13 番 上田謙市君。

○13 番（上田謙市君） 1 つだけ確認をさせていただきたいと思ひます。

この書面によると、高鷲診療所の職員が高山市内で公用車を運転中とあって、先ほど総務部長も公務でということでしたが、郡上市外で公用車を運転するということは職員の方も往々にしてあると思うんですけども、これは公務となるとどこかへ行く途中であったのか、あるいは高山市内でその公務ということがあって高山市内で運転してたのか、その辺の事情はどういうことでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） この医師は、県北西部医療センターに属する医師でありまして、県北西部医療センターの医師の研修会が久々野町で開催をされるということで、その医師の必要な出張、公務出張としてこの研修会に出かけられていたときに、高山経由で行かれたということで、久々野町へ行く道中の中でこうした事故を起こしたと、こういうことでございます。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第15号の報告を終わります。

◎議報告第7号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程49、議報告第7号 諸般の報告について（議員派遣の報告）。

議員派遣報告書を別紙の写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえさせていただきます。

◎議報告第8号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程50、議報告第8号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）。

例月出納検査の結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されておりますので、お目通しをよろしく願いいたします。報告にかえます。

9月1日までに受領しました請願は、お手元に配付いたしました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしております。報告します。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

（午後 1時37分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 三 島 一 貴

郡上市議会議員 森 藤 文 男